**特定非営利活動法人NAGOYAおもいやり実行委員会**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**定　　　　款**

第１章　総則

（名　称）

1. 本会は、特定非営利活動法人NAGOYAおもいやり実行委員会という。

（事務所）

1. 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市天白区原五丁目1805番地

エスポア原103号に置く。

　　　　　第2章　目的及び事業

（目　的）

1. 本会は、不測の事態におちいり安心して教育が受けられない子どもたちを支援するため、多くの市民がおもいやりの心を形にできるようチャリティーに関わる事業を実施し、集まった参加費等から子どもの育成を目的とする助成を行うことで、将来を担う子どもたちが希望を持って自立して生きていけ、また「おもいやりの心」を育む社会をつくることを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　本会は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を

　　　　行う。

1. 社会教育の推進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 観光の振興を図る活動
4. 子どもの健全育成を図る活動

 　 (事業)

第5条　本会は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

1. 子ども支援事業
2. その他本会の目的を達成するために必要な事業

　　　　　　　第３章　会　員

　 （種別）

第６条　本会の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

1. 正会員　 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

⑵賛助会員　本会の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

　　（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

　　２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書に必要　事項記載の上、代表理事に申し込み、代表理事は正当な理由がない限りこれを認めなければならない。

３　代表理事は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を　もって本人にその旨を通知しなければならない。

　　（会員の資格の喪失）

　　第8条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

　　　　　　 　⑴退会届を提出したとき

⑵本人が死亡したとき、又は会員である団体が解散もしくは消滅したとき

⑶除名されたとき

　　　（退会）

　　第９条　会員は代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出することで任意に

退会することができる。

　　　（除名）

　　第10条　会員が次の各号の一に該当した場合は総会の議決により、これを除名することができる。この場合はその会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴この定款などに違反したとき。

　　　　　⑵本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

　第４章　　役員及び職員

　　（種別と定数及び職務）

　　第11条　本会には次の役員を置く

1. 理事　３名以上７名以内
2. 監事　１名以上２名以内

２　理事のうち、本会を統括する代表理事を１名、専務理事を１名置く。

３　代表権は代表理事が有し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は本会を

代表しない。

４　専務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠け

たときは、その職務を代行する。

　　　５　理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき本会の業務

を執行する。

　　　６　⑴監事は本会の財産の状況を監査し、理事の業務執行の状況を監査する。

　　　　　⑵監事は上記監査の結果、本会の業務又は財産に関して不正あることを認めたときはこれを総会又は所轄庁に報告する。

1. 監事は必要ある場合は、理事会の開催請求及び総会を招集することができる。

（選任など）

第12条　理事および監事は総会において選任する。

２　　代表理事及び専務理事は理事の互選とする。

３　　監事は理事又は本会の職員を兼務することはできない。

　　　（任期）

第13条　理事及び監事の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は

現任者の任期の残存期間とする。

３　役員は前２項の規定に関わらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期

の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

　　　　（欠員補充）

　　第14条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、

遅滞なくこれを補充しなければならない。

　　　（解任）

　　第15条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

　　　（報酬等）

　　第16条　本会の役員は全て無償である。但し、その職務を遂行するために要した費用は、代表理事が別に定めた精算書類と領収書添付のもと、弁償される。

　　　　　２　前号に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

　　第17条　本会は理事会にて必要と認めたときは事務局員として職員を置くことが

でき、職員は代表理事が任免する。

　　　　　２　職員の給与の上限及び下限は理事会で決められ、代表理事はその範囲で

　　　　　　　職員に支払うこととする。

　　　　　　　　第５章　　総会

　　　（種別）

　　第18条　本会の総会は、定期総会と臨時総会の２種とする。

　　　（構成）

　　第19条　総会は、正会員をもって構成する。

　　　（権能）

　　第20条　総会は以下の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び予算並びにその変更
5. 事業報告及び決算
6. 役員の選任又は解任、職務及び費用弁償
7. 事務局の組織及び運営
8. その他運営に関する重要事項

　　　（開催）

　　第21条　定期総会は、毎事業年度１回開催する。

　　　　２　　臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事が必要と認め招集の請求をしたとき
2. 正会員総数の３分の１以上から、会議の目的を記した書面をもって招集　の請求があったとき
3. 第11条第６項第３号の規定により監事から招集があったとき

（招集）

第22条　総会は、第21条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

　　２　　代表理事は、第21条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　３　　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに正会員全員に通知しなければならない。

（議長）

　　第23条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から代表理事の指名により

　　　　　　 選出する。

（定足数）

　　第24条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会できない。

（議決）

　　第25条　総会における議決事項は、第22条第３項の規定によりあらかじめ通知した

事項とする。

　　　　２　　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（表決権など）

　　第26条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

　　　　２　　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

　　　　３　　前項の規定により表決した正会員は、第24条、第25条第２項、第27条第１項第２号、第42条及び第43条第1項1号及び第２項の適用については、総会に出席したものとみなす。

　　　　４　　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（議事録）

　　第27条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合はその数

を付記する）

1. 審議事項
2. 議事の経過の概要及び議決の結果
3. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　　２　　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第６章　理事会

（構成）

　　第28条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

　　第29条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会で議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

　　第30条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 代表理事が必要と認めたとき
2. 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
3. 第11条第６項第３号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）

　　第31条　理事会は代表理事が招集する。

　　　　２　　代表理事は、第30条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

　　　　３　　理事会の招集には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも７日前までに通知しなければならない。

　（議長）

　　第32条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）

　　第33条　理事会における議決事項は、第31条第３項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。

　　　　２　　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

（議事録）

第34条　理事会の議事は、総会議事録に準じた事項を記載した議事録を作成しなけれ

ばならない。

　　　２　　議事録には、議長及び出席理事２名以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

　　（資産の構成）

第35条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された資産
2. 寄付金品
3. 事業にともなう収益
4. 財産から生じる収益
5. その他の収益

　　　　（資産の管理）

　　第36条　本会の資産は、代表理事が管理しその方法は、総会の議決を経て、代表

理事が別に定める。

　　　　（会計の原則）

　　第37条　本会の会計は正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則

に則りこれを行う。

　　　　（事業計画及び予算）

　　第38条　本会の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を

経なければならない。

　　　　（事業報告及び決算）

　　第39条　本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受けた後、２か月以内に総会の議決を経なければならない。

　　　　　２　　決算上剰余金を生じたときは、一部は次期事業年度に繰越し、第3条の目的遂行のため本会の内部機関「なごや育英会」を設け、同会で選定した子どもたちへの育英資金として支給する。選定基準、支給方法、組織など詳細は同会の規約で明らかにする。

　　（事業年度）

第40条　本会の事業年度は毎年２月1日に始まり翌年１月31日に終わる。

　　（臨機の措置）

第41条　本会の運営は予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又

は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

　　　　　　　　　第８章　定款の変更、解散及び合併

　　　　（定款の変更）

　　第42条　本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の

２分の１以上が出席し、その出席した正会員の４分の３以上の議決を経、

かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証

を得なければならない。

　　　　（解散）

　　第43条　本会は、次に掲げる事由により解散することができる。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産手続き開始の決定
6. 所轄庁による設立の認証の取消し

　　　　２　前項第1号の事由により、本会が解散するときは正会員総数の４分の３以上

　　　　　　の承諾を得なければならない。

　　　　３　第1項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなら

ない。

　　　　（残余財産の帰属）

　　第44条　本会が解散したときの残存する財産は、解散時の総会において決めた名古屋

市内に本拠を置き、子どもたちへの育英を目的にする社会福祉法人に譲渡する

ものとする。

　　　　（合併）

　　第45条　本会が他の法人と合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分

の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第46条　本会の公告は事務局にて閲覧に供するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページに掲載して行う。

第１０章　雑則

（その他）

第47条　本会は、あらゆる政治団体・宗教団体および反社会的な組織とは一切

関わりを持ってはならない。

　　　 （附則）　１　この定款は本会の成立の日から施行する。

　　　　 ２　本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

　　　　　代表理事　　　　　　太　田　征　樹

　　　　　専務理事　　　　　　藤　谷　　孝

　　　　　理　　事　　　　　　加　藤　義　行

　　　　　監　　事　　　　　　久　野　　進

　　　　 ３　本会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成２９年４月３０日までとする。

　　　 ４　設立当初の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

　　　 ５　本会の設立当初の事業年度は第40条の規定にかかわらず、本会成立の日から平成29年1月31日までとする。

（附則）　　　この定款は、平成29年7月15日から施行する。